

「石川県における濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について」

Q&A

**① 同一世帯で感染者が発生した場合**

**Q 1 同一世帯の濃厚接触者の待機期間の起算方法について教えてください。**

感染者の発症日（感染者が無症状の場合は検体採取日）または感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間待機していただき、8日目に解除となります。

また、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5日目から解除を可能とします。

**Q 2 家族が感染者となりました。その家族の濃厚接触者としての待機期間中に、別の家族（濃厚接触者）が検査で陽性となった場合の待機期間はどのようになりますか。**

改めて、陽性となった別の家族の発症日を0日目として待機期間を起算します。

（例）4人家族（A、B、C、D）

4月1日：Aが検査で陽性が分かったので、住居内で隔離  
⇒ B、C、Dの待機期間は4/8まで（4/9解除）

4月3日：Bが検査で陽性と分かったので、住居内で隔離  
⇒ C、Dの待機期間は4/10まで（4/11解除）に変更

**Q 3 感染者との最終接触日から4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認し、5日目から待機を解除した場合、解除以降に行動制限はかかりますか。**

5日目に待機を解除した場合であっても、7日間が経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認や、重症化リスクの高い方（高齢者等）との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問（受診目的等は除く）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を行ってください。

※⑤「保健所が濃厚接触者と特定した方で、4、5日目の検査陰性により5日目に解除が可能となる取扱いについて」のQ1～7もあわせてご確認ください。

## ② 事業所等（中学校、高校、大学、専門学校含む）で感染者が発生した場合

### Q 1 従業員で感染者が出た場合、どうしたらよいでしょうか。

事業所において、次の3つを行ってください。

①感染者に以下のことを確認する。

- ・発症日（症状が出現した日）
- ・検査日
- ・診断日
- ・発症2日前からの行動歴と接触者

②石川県ホームページ「事業所等内で陽性者が出た場合の対応について」をご覧ください、感染者の感染可能期間に接触があったと判断した場合は、当該者に対して、以下の対応をお願いします。

「事業所等内で陽性者が出た場合の対応について」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/zigyosyotaiou.html>

- ・接触のあった最後の日から7日間程度は、高齢者等との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等、感染リスクの高い行動は控えるよう周知してください。
- ・会話の際にマスクを着用していない等、感染対策を行わずに飲食を共にしていた者等は、一定の期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとってください。

③感染者の机などの身の回り品や、多くの人に触れる場所（ドアノブ等）、共有部分を消毒する。

参考：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

### Q 2 感染者と接触のあった従業員を一律に休ませると事業が成立しなくなる。どうすればよいでしょうか。

感染者と接触があったことのみを理由として、一律に濃厚接触者を特定し行動制限を求める必要がなくなりました。

会話の際にマスクを着用していない等、感染対策を行わずに飲食を共にしていた等の理由で自宅待機の対象となった従業員に対しては一定の期間（例えば5日間）の自宅待機にご協力をお願いします。

具体的には、「事業所等内で陽性者が出た場合の対応について」に掲載しているフローチャートをご確認ください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/zigyosyotaiou.html>

### Q 3 高齢者・障害児者の通所・訪問系事業者は、入院医療機関等のハイリスク施設に該当するのでしょうか。

ハイリスク施設とは、入院・入所施設（入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設）であり、通所・訪問系事業者は、事業所等に該当しますが、感染拡大が想定される場で感染者が発生した場合等、保健所が必要に応じて濃厚接触者を特定し、行動制限を求めることがあります。

### ③ 入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設（ハイリスク施設）で感染者が発生した場合

Q 1 濃厚接触者となった従業員を休ませると、事業継続が困難となるが、どうすればよいでしょうか。

代替職員の確保が困難な場合に限り、入院・入所者に必要な医療や介護サービスが提供されるための緊急的な対応として、以下の①～⑤の条件を満たす限りにおいて、待機期間中、毎日の検査による陰性確認によって、業務を従事することが可能です。

- ① 無症状であること
- ② 検査を実施し、陰性が確認された場合であること
- ③ 検温など自身による健康状態の確認を行うこと（最終接触から7日間）
- ④ 管理者が他の職員による代替が困難であると認めていること
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症のワクチン3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日以上経過していること（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで2回目の接種後14日間経過した後でも可）

このほか、下記関係通知をご確認ください。（県ホームページにて、下記4つの国通知を掲載しております。）

「関係通知」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/kunitsuchi.html>

- ・ B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について
- ・ 医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛への対応について
- ・ 障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する外出自粛への対応について
- ・ 介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

Q 2 高齢者・障害児者の通所・訪問系事業者は、入院医療機関等のハイリスク施設に該当するのでしょうか。

ハイリスク施設とは、入院・入所施設（入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設）であり、通所・訪問系事業者は、事業所等に該当しますが、感染拡大が想定される場で感染者が発生した場合等、保健所が必要に応じて濃厚接触者を特定し、行動制限を求めることがあります。（②Q 3 再掲）

#### ④ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等で感染者が発生した場合

##### Q 1 職員や児童等で感染者が出た場合、どうしたらよいでしょうか。

各施設において、次の3つを行ってください。

- ① 感染者に以下のことを確認する。
  - ・発症日（症状が出現した日）
  - ・検査日
  - ・診断日
  - ・発症2日前からの行動歴と接触者
- ② 従来から用いている調査票を活用して、感染者と感染可能期間に接触のあった者や感染対策を行わずに接触した者を把握し、以下の対応を行う。

「調査票」（保育所等・学校）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/tyosahyo.html>

  - 感染対策を行った上で接触のあった者
    - ・出勤を含む外出を制限する必要はない
    - ・接触のあった最後の日から7日間程度は、高齢者等との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等、感染リスクの高い行動は控えるよう周知
  - 会話の際にマスクを着用していない等、感染対策を行わずに飲食を共にしていた者等
    - ・一定の期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとる
- ③ 必要に応じて、一定の期間（例えば3～5日間の休園など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策を行う。
- ④ 感染者の机などの身の回り品や、多くの人に触れる場所（ドアノブ等）、共有部分を消毒する。

参考：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

##### Q 2 感染者と接触のあった職員を一律に休ませると、利用児童等に必要な保育や教育の提供が困難となるが、どうすればよいでしょうか。

保健所による濃厚接触者の特定は行わないため、保健所から行動制限を求めることはありません。

ただし、会話の際にマスクを着用していない等、感染対策を行わずに飲食を共にしていた等の理由で自宅待機の対象となった職員に対しては一定の期間（例えば5日間に加えて自主的な検査など）の自宅待機にご協力をお願いします。

## ⑤ 保健所が濃厚接触者と特定した方で、4、5日目の検査陰性により5日目に解除が可能となる取扱いについて

### Q1 この取扱いの対象者は、社会機能維持者のみですか。

社会機能維持者であるか否かに関わらず、皆さんが対象です。  
ただし、以下の①～④の条件を満たす場合に限りです。

- ① 無症状であること
- ② 検査を実施し、陰性が確認された場合であること
- ③ 検温など自身による健康状態の確認を行うこと（最終接触から7日間）
- ④ 感染した場合に重症化リスクの高い方（高齢者等）との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問（受診目的等は除く）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を行うこと

### Q2 抗原定性検査はどのように実施すればよいでしょうか。

濃厚接触者自らが、薬局で販売されている、薬事承認された抗原定性検査キットを購入した上で実施してください（自費検査）。

事業主は業務の必要性を適切に判断し、業務に従事させる必要があると判断する場合には事業主として検査体制を確保するなど、従業員に過度の負担を強いることのないよう配慮してください。

なお、事業者が社会機能維持者に使用するために購入した抗原定性検査キットを活用することは差し支えありません。

### Q3 薬局等で行っている「無料検査事業」を利用してもよいでしょうか。

感染者と接触のあった濃厚接触者は利用できません。

### Q4 解除の判断を保健所に確認する必要がありますか。

個別に保健所に確認する必要はありません。

### Q5 濃厚接触者は、必ず4日目と5日目に抗原定性検査を実施しなければいけないのでしょうか。

濃厚接触者に対して、一律に求めるものではありません。事業所の業務に従事する場合や学業を行う場合など、濃厚接触者自らが判断した上で、実施してください。

### Q6 検査の結果、陽性だった場合にはどうしたらよいでしょうか。

かかりつけ医等に受診し、医師の診断を受けてください。なお、事前に電話で濃厚接触者であることを伝えた上で受診してください。

### Q7 抗原定性検査キットは、唾液検体を用いてもよいでしょうか。

無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いてください。なお、自己採取する場合は、鼻腔検体を採取することが推奨されています。